

総務省組織規則の一部を改正する省令の概要 (令和2年4月施行分)

1 改正理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、令和2年度機構・定員要求の査定結果等を踏まえ、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

2 改正内容

局名	改正内容	改正条文
行政評価局	企画課（個人情報保護委員会の体制整備に伴う企画官1名の振替減）	第18条の2
自治行政局	市町村課（スマート自治体構想実現のための体制整備に伴う企画官1名の新設）	第22条の2
情報流通行政局	地域通信振興課（経済活性化のための高度な施設の整備・活用を一体的に推進のための体制整備に伴う「地方情報化推進室」の廃及び「デジタル経済推進室」の振替新設）※弾力設置	第47条
総合通信基盤局	消費者行政第一課（電気通信サービスに関する消費者保護ルール執行体制強化のための体制整備に伴う企画官1名の新設）	第59条
消防庁	予防課危険物保安室（平成27年改正ガス事業法のハネ改正漏れ）	第310条

3 施行期日

令和2年4月1日

(参考：今般省令改正以外の改正予定)

情報流通行政局情報流通振興課の組織再編（弾力設置）

1. 振替廃止：企画官

振替新設：デジタル企業行動室

2. 設置理由：デジタル・プラットフォーマーや情報銀行を始めとして、デジタル経済社会において重要な存在となる民間企業に係る情報の電磁的流通の規律及び振興に関する体制を構築する必要があるため。

3. 設置時期：令和2年7月（予定）